

就労期間の長期化に対応した 被保険者期間の在り方の検討

厚生労働省年金局
2019年10月9日

就労期間の長期化に対応した被保険者期間の在り方の検討

【現行制度】

- 国民年金の被保険者は、制度創設時（昭和36（1961）年から、20歳から60歳までの者とされている。
- 厚生年金保険の被保険者は、適用事業所に使用される70歳未満の者とされている。なお、下限は設けられていない。
 - ※ 労働基準法上働くための最低年齢が規定されており、基本の最低年齢は15歳となるが、条件付きで15歳未満も使用することができるかとされている。

【財政検証の結果】

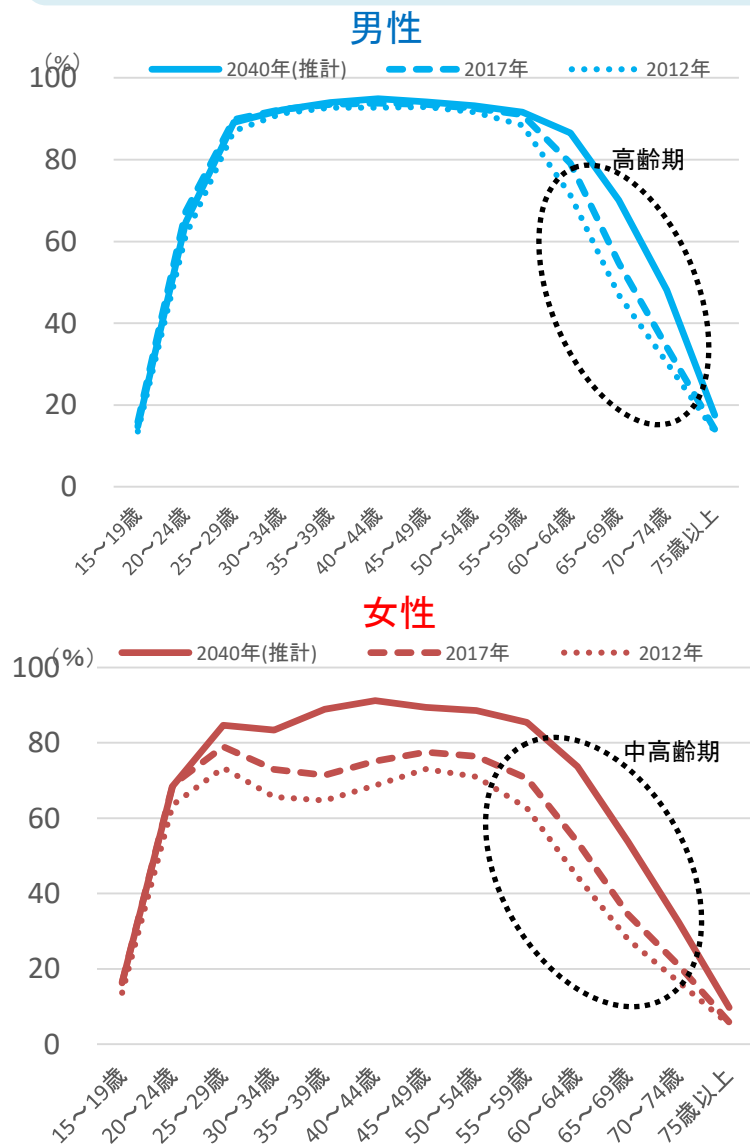
- 高齢期の就労の拡大を年金制度に反映するという観点から、一定の制度改正を仮定したオプション試算の中において、「基礎年金拠出期間の延長」「厚生年金加入期間の延長」の年金の給付水準に与える効果を試算している。
 - ・ 基礎年金拠出期間の延長（40年から45年に延長）
 - 給付水準調整終了後の所得代替率 +6.9%, +6.8%, +6.9%（ケースⅠ,Ⅲ,Ⅴ）
 - ・ 厚生年金加入期間の延長（加入年齢の上限を70歳から75歳に延長）
 - 給付水準調整終了後の所得代替率 +0.3%, +0.2%（ケースⅢ,Ⅴ）
 - ※ケースⅠは報酬比例部分の調整がないため、報酬比例部分の財政改善効果のある制度改正の影響が所得代替率に表れない。

【留意点】

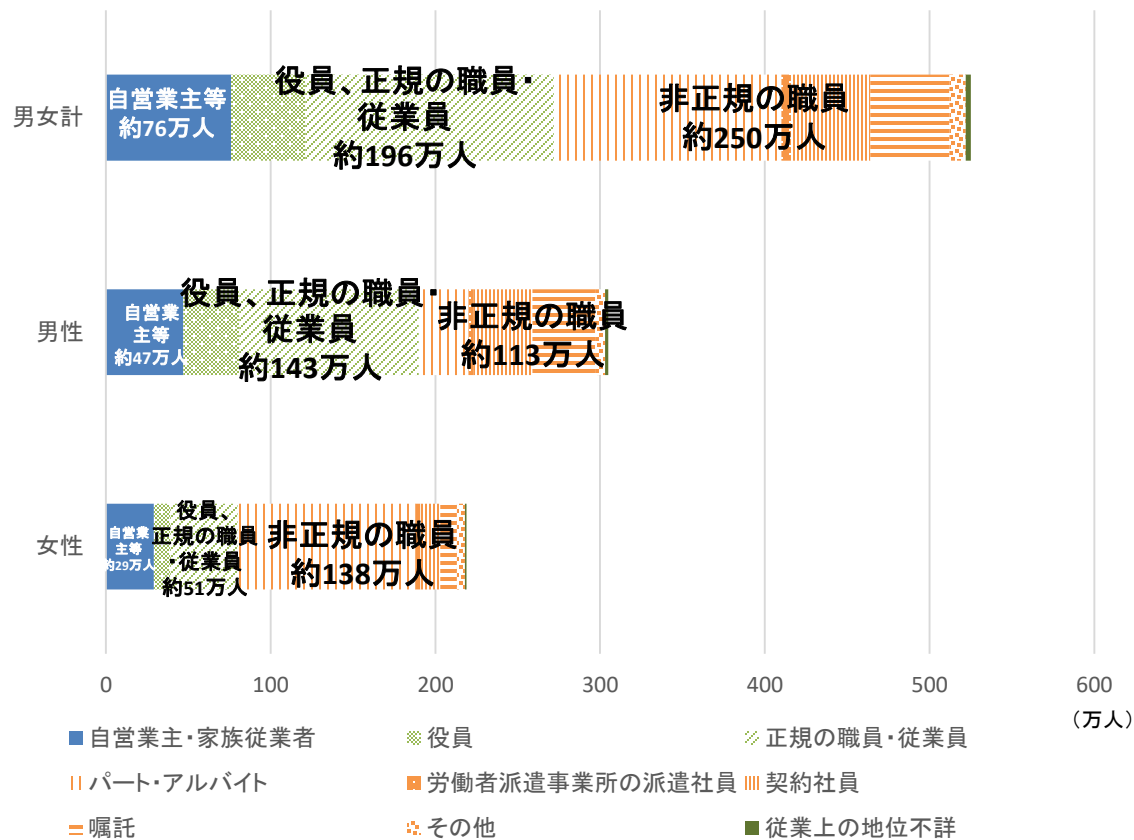
- 基礎年金拠出期間の延長については、
 - ・ 60～64歳の保険料拠出能力をどのように評価するか
 - ・ 延長分に係る基礎年金2分の1の国庫負担に対する安定的な財源を確保すること等の課題がある。
 - ※ 2019年財政検証オプション試算においても、国庫負担の増加はピーク時約1.2兆円（2019年度価格）であることが示されている。
- 厚生年金被保険者期間の延長については、被用者保険の適用拡大に関して企業負担が課題の一つとなっている点に留意が必要である。

60～64歳の保険料拠出能力について

- 男性・女性ともに、60歳以降の就業率の上昇が見込まれている。
- 60～64歳では、パート・アルバイトや契約社員・嘱託などの正規の職員・従業員以外の数が多い。



60～64歳の就業状況



(注)2012年、2017年の値は実績値。
 2040年の値は(独)労働政策研究・研修機構による「2019年3月 労働力需給の推計(経済成長と労働参加が進むケース)」の推計値。

(資料出所)総務省「労働力調査(基本集計)」(2018年)

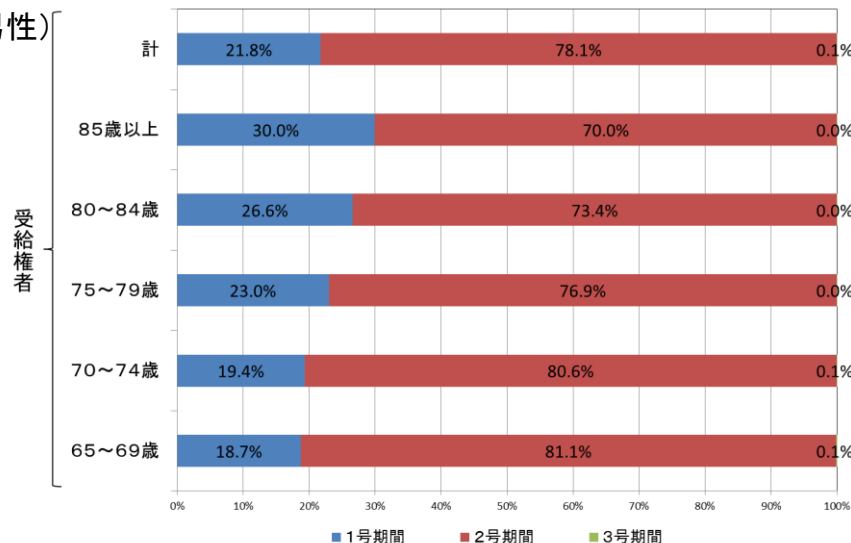
老齢基礎年金の算定基礎となる加入履歴①

第6回年金部会提出
資料(2018年11月2日)

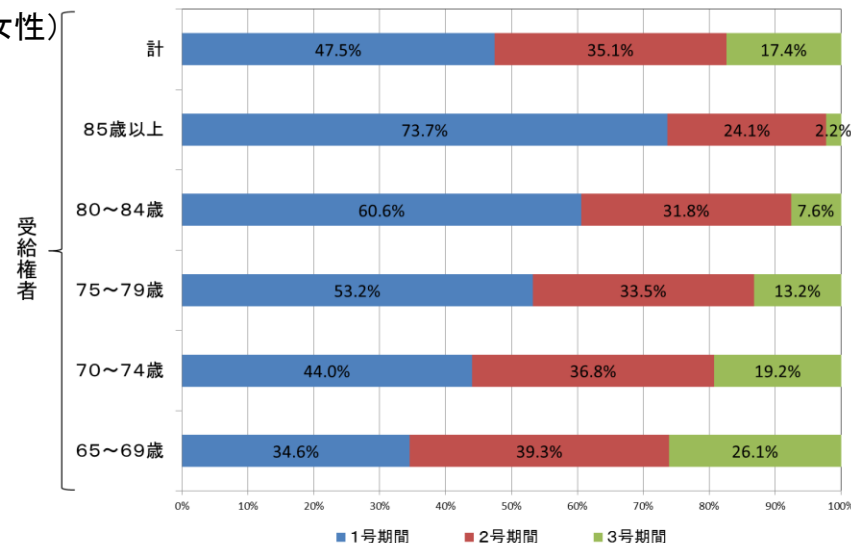
- 老齢基礎年金の算定基礎となる加入履歴をみると、基礎年金のうち1号期間に係る給付が男性で約2割、女性で約5割程度であり、**厚生年金(2号期間又は3号期間)に係る給付の割合の方が大きい**。
- 年齢が低いほど1号期間の割合が低下**しており、この傾向は**特に女性で顕著**に現れている。
※ ただし、昭和60年改正以前に国民年金に任意加入していた専業主婦は第1号期間に含まれていることに留意が必要。
- また、拠出金算定対象者数をみると、**1号被保険者は全体の14%程度**であり、今後、**1号期間はさらに低下が見込まれる**。

<老齢基礎年金の算定基礎となる加入履歴の状況(H27)>

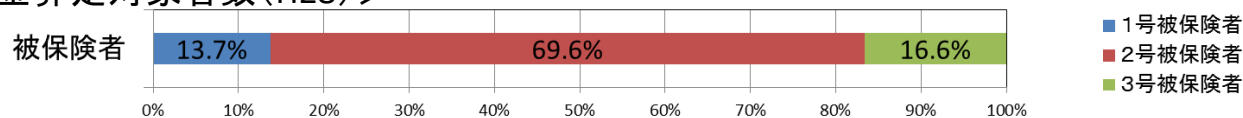
(男性)



(女性)



<基礎年金拠出金算定対象者数(H28)>



- ※1 各受給権者における過去の総加入期間に対する1号～3号期間の割合を年齢階級別に集計したもの。ただし、1号期間については、
 $\text{全額納付月数} + 1/4\text{免除納付月数} \times 3/4 + \text{半額免除納付月数} \times 1/2 + 3/4\text{免除納付月数} \times 1/4$
 で計算しており、免除の状況に応じて加入期間を補正している。また、納付猶予期間は加入期間に含めておらず、共済期間は第2号期間としている。
- ※2 昭和60年改正以前は、国民年金の被保険者期間は第1号期間、厚生年金及び共済年金の被保険者期間を第2号期間としている。
- ※3 昭和60年改正以前に国民年金に任意加入していた専業主婦は第1号期間に含まれていることに留意が必要。

資料:年金局調べ

老齢基礎年金の算定基礎となる加入履歴②

第6回年金部会提出
資料(2018年11月2日)

- 老齢基礎年金の算定基礎となる期間のうち、1号期間のみ有する者は11.0%となっており、**約9割の者は、厚生年金に関わる期間(2号期間又は3号期間)を有している。**
- 65歳の者だけでみると、1号期間のみ有する者は4.4%となっており、1号期間のみの割合は、年齢が低いほど減少していると考えられる。

<老齢基礎年金の算定基礎となる加入履歴(H27)>

	受給権者数 (万人)		(再掲)65歳の 受給権者数(万人)	
	人数	割合	人数	割合
計	3,004	100.0%	161	100.0%
1号期間のみ	331	11.0%	7	4.4%
2号期間又は3号期間のみ	745	24.8%	40	25.2%
1号期間と2号又は3号期間の両方を保有	1,928	64.2%	113	70.5%

※1 未納期間及び納付猶予期間は第1号期間とせずに集計している。また、共済期間は第2号期間としている。

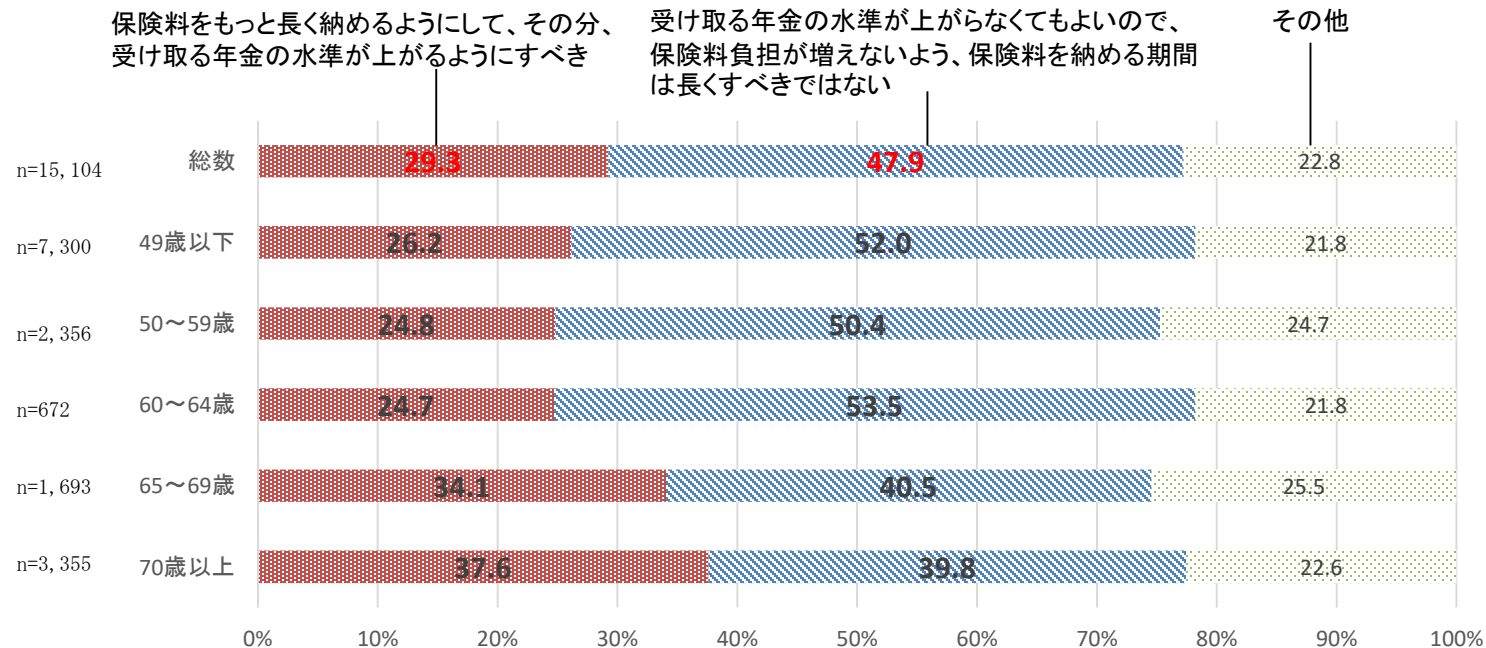
また、昭和60年改正以前は、国民年金の被保険者期間は第1号期間、厚生年金及び共済年金の被保険者期間を第2号期間としている。

※2 昭和60年改正以前に国民年金に任意加入していた専業主婦は第1号期間に含まれていることに留意が必要。

保険料納付期間についての意識(年金制度に関する総合調査)

- 保険料を納める期間について、「保険料をもっと長く納めるようにして、その分、受け取る年金の水準が上がるようにすべき」は約3割、「受け取る年金の水準が上がらなくてもよいので、保険料負担が増えないよう、保険料を納める期間は長くすべきではない」は約半数となっている。

年齢階級別 保険料納付期間についての意識



(資料) 厚生労働省年金局「年金制度に関する総合調査」(2019年)

※「年金制度に関する総合調査」の概要

- 調査の目的: 本調査は、年金受給者および被保険者の就業状況や収入などの生活実態と、年金制度に関する意識を総合的に把握することにより、制度改正のための基礎資料を得ることを目的とする。
- 調査対象者及び調査客体: 平成30年12月定期支払いの支払額情報にある国民年金および厚生年金の老齢年金受給者、平成30年11月20日時点における国民年金および厚生年金の被保険者を調査の対象とし、調査対象から無作為に抽出した26,600人を調査の客体としている。
- 調査時点及び調査期間: 調査時点: 平成31年2月28日、調査期間: 平成31年3月1日～29日
- 調査方法: 調査客体として選ばれた老齢年金受給者および被保険者に調査票を郵送で送付し、郵送で回収した。
- 有効回答率: 59.8%

国民年金・厚生年金保険の被保険者資格における年齢の考え方

第6回年金部会提出
資料(2018年11月2日)

- 国民年金の被保険者は、制度創設時(昭和36年(1961年))から、**20歳から60歳までの者**とされている。

【国民年金の被保険者資格に係る年齢上限の考え方(制度創設時)】

- ① 保険料を一定程度抑えた中で一定水準の給付を支給するのに足る期間の確保
- ② 加入対象となる自営業者の就業実態

:自営業者は60歳までは一般的に保険料の負担が可能であるが(当時、被用者の定年は一般に55歳であったが、自営業者の場合は所得活動に従事する期間が被用者よりも長いとされた)、60歳を超えれば所得能力が減退し、保険料を負担する能力はなくなるが、なんらかの所得活動に従事し、自己の生活を賄う程度の所得があるのが通例であって、65歳に至ればそれすら不可能となるという考え方にに基づき、60歳までの保険料負担、65歳からの老齢年金支給開始とされた。

- 厚生年金保険の被保険者は**適用事業所に使用される70歳未満の者**とされている。なお、下限は設けられていない。
※労働基準法上働くための最低年齢が規定されており、基本の最低年齢は15歳となるが、条件付きで15歳未満も使用することができるとされている。

- 65歳以降の厚生年金被保険者期間は、退職時又は70歳到達時の年金額に反映。

- 70歳に達した時点において、老齢基礎年金の支給要件を満たせず年金受給権を有しない者については、70歳以後も適用事業所に使用される間は、任意に被保険者となることができるものとされている。

【厚生年金保険の被保険者資格に係る年齢上限の改正の経緯】

昭和61(1986)年4月以前	上限なし	—
【昭和60(1985)年改正】 昭和61(1986)年4月以降	65歳未満 に設定	・ 基礎年金制度の導入に伴い、老齢基礎年金の支給開始年齢を平均的な引退年齢と考えられる65歳を原則としたことを踏まえ、被保険者の年齢の上限を65歳未満と設定。
【平成12(2000)年改正】 平成14(2002)年4月以降	65歳未満から 70歳未満 に引上げ	・ 少子高齢化が進行して現役世代の負担が重くなる中で、 <u>60歳台後半で報酬のある者は、保険料を負担して年金制度を支える側に立つことが望ましい</u> という理由から、被保険者の年齢の上限を65歳から70歳に引上げ。

オプションB-① 基礎年金の保険料拠出期間を延長した場合

2019年財政検証
オプション試算

○ 基礎年金給付算定の時の納付年数の上限を現在の40年(20～60歳)から45年(20～65歳)に延長し、納付年数が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みに変更した場合

- ・試算の便宜上、2026年度より納付年数の上限を3年毎に1年延長した場合として試算。
- ・スライド調整率は、現行の仕組みの場合と同じものを用いている。

20～60歳(40年)拠出モデル (65歳受給開始)

- 現行の仕組み
- 基礎年金40年拠出
 - 厚生年金40年拠出

20～65歳(45年)拠出モデル (65歳受給開始)

- 拠出期間の延長
- 基礎年金45年拠出
 - 厚生年金45年拠出

- 現行の仕組み
- 基礎年金40年拠出
 - 厚生年金45年拠出

給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率

給付水準調整の終了年度

ケースⅠ

51.9% (2046)
 { 比例:25.3% (調整なし)
 基礎:26.7% (2046)

+6.9%

58.8% (2045)
 { 比例:28.4% (2020)
 基礎:30.4% (2045)

55.1% (2046)
 { 比例:28.4% (調整なし)
 基礎:26.7% (2046)

ケースⅢ

50.8% (2047)
 { 比例:24.6% (2025)
 基礎:26.2% (2047)

+6.8%

57.6% (2046)
 { 比例:27.6% (2025)
 基礎:30.0% (2046)

53.9% (2047)
 { 比例:27.7% (2025)
 基礎:26.2% (2047)

ケースⅤ

44.5% (2058)
 { 比例:22.6% (2032)
 基礎:21.9% (2058)

+6.4%

51.0% (2055)
 { 比例:25.3% (2032)
 基礎:25.6% (2055)

47.3% (2058)
 { 比例:25.4% (2032)
 基礎:21.9% (2058)

注:人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

現行制度とオプション試算B-①における基礎年金の財政見通しの比較（ケースⅢ）

○ オプション試算B-①における基礎年金給付費と国庫負担の見通し(2019年度価格)を、現行制度によるものと比較すれば、以下のとおり。

単位:兆円

年度	基礎年金給付費		基礎年金国庫負担	
	現行制度	オプションB-①	現行制度	オプションB-①
2019（令和元）年度	24.2	24.2	12.3	12.3
納付年数の 上限延長開始⇒ 2026（令和8）年度	24.1(26.7)	24.1(26.7)	12.3(13.6)	12.3(13.6)
上限延長完了⇒ 2038（令和20）年度	20.9(31.8)	21.4(32.4)	10.7(16.3)	11.0(16.6)
オプションB-①の 基礎の調整終了⇒ 2046（令和28）年度	19.0(34.5)	20.3(37.0)	9.8(17.8)	10.5(19.1)
上限45年の者 が90歳に ⇒ 2063（令和45）年度	16.5(44.3)	18.6(49.9)	8.5(22.9)	9.7(25.9)
2070（令和52）年度	15.3(48.1)	17.4(54.8)	7.9(24.9)	9.1(28.5)
2080（令和62）年度	13.7(53.9)	15.6(61.7)	7.1(27.9)	8.1(32.0)
2090（令和72）年度	12.3(60.8)	14.0(69.5)	6.3(31.4)	7.3(36.1)
2100（令和82）年度	11.0(68.3)	12.6(78.1)	5.7(35.3)	6.5(40.6)
2110（令和92）年度	9.9(76.9)	11.3(88.0)	5.1(39.8)	5.9(45.7)
2115（令和97）年度	9.3(81.6)	10.7(93.3)	4.8(42.2)	5.5(48.5)

(注) 「2019年度価格」とは、賃金上昇率により、2019(令和元)年度の価格に換算したもの。()内の計数は換算前の名目額。

オプションB-③ 厚生年金の加入年齢の上限を現行の70歳から75歳に延長した場合

○ 現行制度(基礎年金の加入期間40年)を基礎として、厚生年金の加入年齢の上限を現行の70歳から75歳に延長した場合
・試算の便宜上、2026年度より見直しをした場合として試算。

※ 厚生年金の財政状況の改善により報酬比例の所得代替率が上昇。(基礎年金への影響はない。)

現行の仕組み

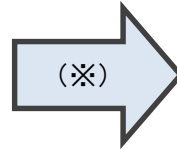
厚生年金の加入年齢 の上限延長

給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率

給付水準調整の終了年度

ケースⅠ

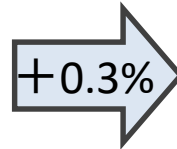
51.9% (2046)
 { 比例: 25.3% (調整なし)
 基礎: 26.7% (2046)



51.9% (2046)
 { 比例: 25.3% (調整なし)
 基礎: 26.7% (2046)

ケースⅢ

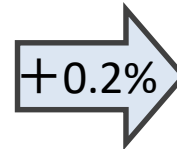
50.8% (2047)
 { 比例: 24.6% (2025)
 基礎: 26.2% (2047)



51.1% (2047)
 { 比例: 24.9% (2023)
 基礎: 26.2% (2047)

ケースⅤ

44.5% (2058)
 { 比例: 22.6% (2032)
 基礎: 21.9% (2058)



44.8% (2058)
 { 比例: 22.8% (2031)
 基礎: 21.9% (2058)

(※) ケースⅠは報酬比例部分の調整がないため、報酬比例分の財政改善効果のある制度改革の影響が所得代替率に表れない。

注: 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)